

環境部長	技監兼 廃棄物課長	主 幹	課 員	担当
件 名	熱海市伊豆山分譲地における不適正保管について			

1 経 緯

平成 21 年 2 月 2 日に熱海市役所から、[REDACTED] の解体施行業者が、解体で出た廃棄物を自社が所有する熱海市伊豆山分譲地内に不適正保管しているとの情報が入った。

当該業者は、以前から同地において不適正保管を繰り返しており、熱海市役所及び当該森林区域を管理している東部農林事務所が再三に渡って廃棄物の不適正保管の是正を指導しているが、指導に従わなかったため、廃棄物行政を所管する東部健康福祉センター廃棄物課に現場の確認及び業者への指導をしてほしいとの依頼があった。

このため平成 21 年 2 月 5 日午後に熱海市まちづくり課、熱海市環境センター、東部農林事務所林地保全係、東部健康福祉センター廃棄物課の立会いのもと現場の確認を行った。

2 現場立会

(1) 日 時 平成 21 年 2 月 5 日（水）午後 1 時 40 分～午後 3 時 50 分頃

(2) 場 所 热海市伊豆山分譲地及び [REDACTED] 解体工事現場

(3) 施 工 者 [REDACTED] (所在地：[REDACTED])

TEL : [REDACTED]

現場責任者 : [REDACTED]

(4) 調 査 者 東部健康福祉センター廃棄物課 [REDACTED]、[REDACTED]

東部農林事務所林地保全係 [REDACTED]、[REDACTED]

熱海市役所まちづくり課 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]

熱海市環境センター [REDACTED]

(5) 現場の状況確認について

現場の状況については、最初に①『廃棄物の不適正保管場所である伊豆山分譲地の状況について現場確認』を行い、その後、②『廃棄物の排出元である [REDACTED] 解体工事現場で現場責任者からの状況確認』を行った。

①伊豆山分譲地の状況について

現在造成中の熱海市伊豆山分譲地内において、がれき類及び繊維くず（布団や毛布等）が山積みになっている状況を確認した。

確認中にトラック（車両には“産業廃棄物運搬車両”の表示なし）が1台やって来て、目の前で繊維くず（布団や毛布等）を降ろし始めたため、運転手を止め、当該行為は廃棄物の不適正保管に当たるため、即刻中止するよう指導しようとしたが、運転手は指示された通りにしているだけとのことで的を得ず、会社の責任者に連絡を入れさせたものの、責任者が不在とのことだったため、やむを得ず運転手はそのまま返し、廃棄物の不適正保管の状況を現認するにとどまった。

また、同じ造成地内の別の箇所に大量の木くずが放置されたままになっており、更に奥側にもう1箇所、伐採木が山積みされている状況を併せて確認した。

同行した熱海市役所職員及び東部農林事務所職員によれば、当該業者はこれまでにも同様に廃棄物の不適正保管を繰り返していたが、平成20年末まではこれほどひどい状況ではなく、年明け以降、数日で急激に廃棄物の量が増えたとのことだった。

別の箇所にある大量の木くずは、熱海市役所及び東部農林事務所の過去の指導により、ようやくまとめられたものだったとのこと。木くずの間にあった新聞紙の切れ端には東京都内の求人広告が掲載されており、排出元が県外の可能性も考えられた。なお、その奥側に山積みされている伐採木については最近のものらしく、熱海市役所及び東部農林事務所でも把握していないとのことだった。

がれき類の排出元は、[REDACTED]の解体工事現場であり、これ以上、分譲地内に廃棄物を搬入させないため、解体工事現場に出向いて現場責任者に指導することとした。

②

[REDACTED] 解体工事現場での現場責任者からの事情聴取

解体工事現場の責任者である[REDACTED]から状況を聴取した。解体工事の施工業者は『[REDACTED]』
(所在地：[REDACTED])である。また、事業主は『[REDACTED]』
である。

解体現場から出た解体物は振動や騒音の他、場所が狭くて保管できないため、自社の所有地である熱海市伊豆山分譲地に運んで一時保管している。自分は責任者ではなく、会社に指示されてその通りにしているだけである。

がれき類とは別の場所に保管している木くずについては、[REDACTED]を解体する際に出たもので、他県から持つて来たものではない。

3 東部健康福祉センター（廃棄物課）からの指導

熱海市役所に会議室を設定して解体工事現場の責任者を呼び、関係する法令の該当部署（熱海市役所、東部農林事務所、東部健康福祉センターの該当部署）の職員を一同に集め、当該解体工事に関してそれぞれの部署が所管する法令を説明したうえで、再度、解体工事の状況の確認と必要な指導を行うこととする。

※後日、熱海市役所から連絡があり、2/13の15時から熱海市役所にて解体工事業者からの状況確認と関係法令の説明及び必要な指導を行うことになった。

熱海市伊豆山分譲地における不適正保管現場の状況

【① がれき類及び繊維くずの不適正保管の状況】



■ 热海市伊豆山分譲地内的一角にがれき類や金属くず、コンクリート、木くず、廃プラ及び繊維くず（布団、毛布類）が不適正に保管されている。



■ 現場確認中にトラックが来て積み荷を降ろし始めた。
車両には“廃棄物運搬車両の表示”は見られない。



■ トラックの正面。車両ナンバーは、[REDACTED]。



■ この時降ろした積み荷は、繊維くず（布団や毛布等）。



■ 運転手から事情聴取するも、的を得ない回答に終始し、責任者への連絡もつかなかった。

【② 木くず及び伐採木の不適正保管等の状況】



■ 前頁写真①とは別の場所に山積みされている木くずの様子。



■ 上記写真より奥側に山積みされている伐採木の様子。



■ がれき類と繊維くずが保管されている場所の崖側部の様子。

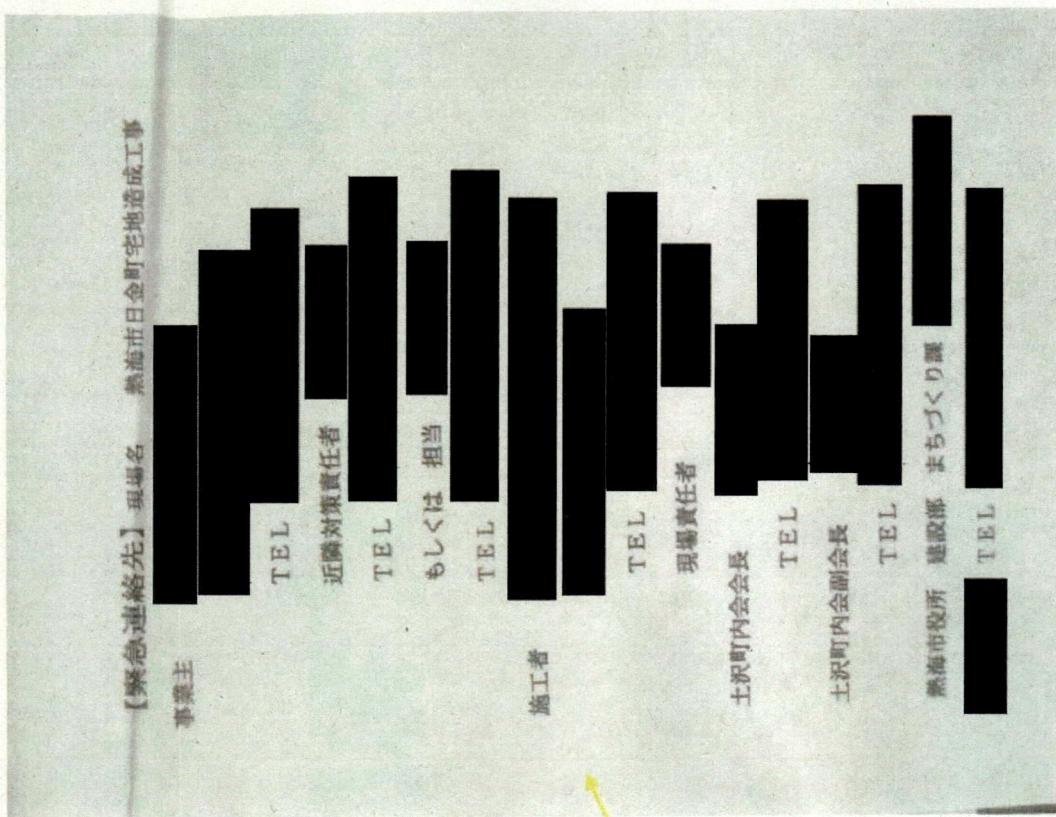
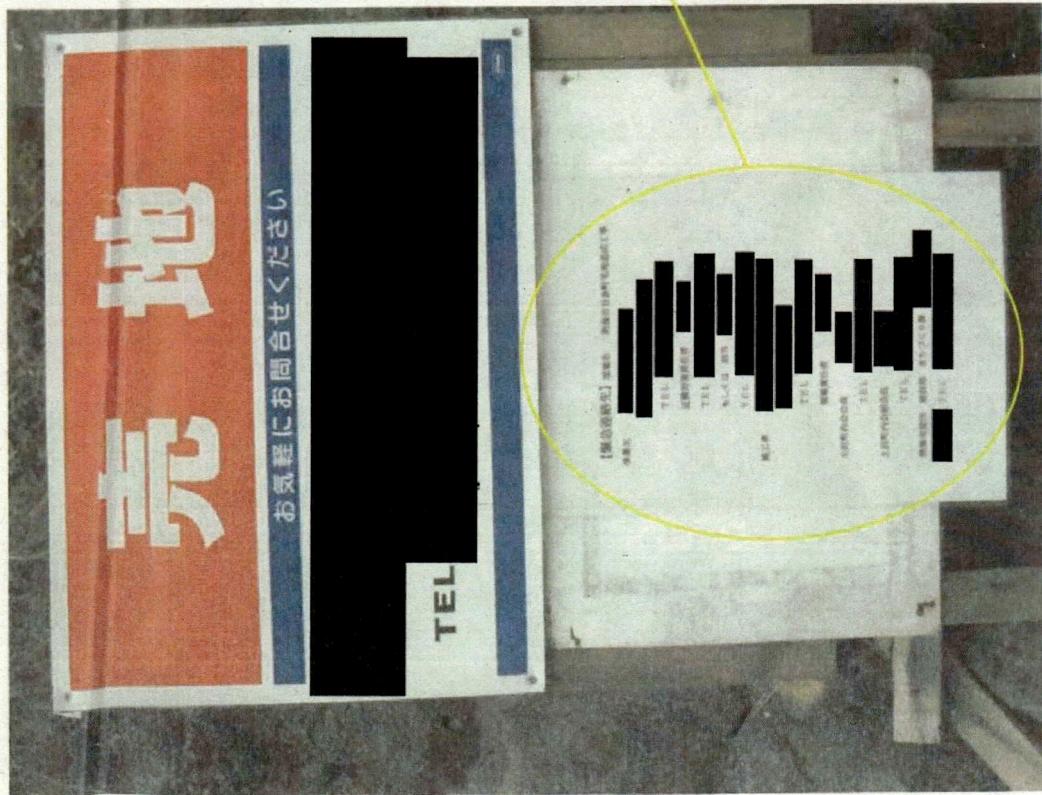


■ 左写真を拡大部分

【③

解体現場の状況】





[緊急連絡先] 現場名 黒海市日金町宅地造成工事

事業主

お気軽にお問合せください

TEL

TEL

近隣対策責任者

TEL

もしくは 担当

TEL

施工者

TEL

現場責任者

土沢町内会会長

TEL

土沢町内会副会長

TEL

黒海市役所 建設部 まちづくり課

TEL

